

総点検に当たって整理すべき事項

（金融庁）

<p>1. 監督権限に基づき実施している具体的取組</p> <p>毎年10月に同月1日を基準にして、所管の全法人を対象に、実態を把握するため、調査票を送付して回収する方式で「現況調査」を実施。</p> <p>本年3月、公益法人の設立許可その他の許認可等に関する事務処理基準を定めた事務処理規程（訓令）及びこれの実務的な運用指針並びに立入検査の実施手順等を定めた事務ガイドラインを制定。</p>	
<p>2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準</p>	<p>対象 157法人</p>
<p>民業圧迫・ユーザー利益の阻害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人が行う公益事業が営利企業が行う事業と競合している場合であって、かつ、公益法人の事業内容、当該事業に関するマーケットの大きさ、競合する営利企業からのクレーム等からみて、競合の程度が営利企業の当該事業の運営を圧迫する程度になっていないか。 ・収益事業については、公益事業費を賄うのに必要な程度におさまっているか。 ・対価についてユーザーから多くのクレームが寄せられていないか。 	<p>0 × 0</p>
<p>目的と活動の整合性・適切な情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益事業が定款・寄付行為記載の目的に適合しているか。 ・管理費の割合も踏まえ、公益事業が十分に行われているか。 	<p>3 × 1</p>
<p>指導監督基準に定められた書類が主たる事務所に備え置かれているか。 閲覧請求があった場合においてこれを拒否した事例はないか。</p>	<p>0 × 0</p>
<p>高額な役員報酬・退職金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の報酬や退職金が、民間の水準、同様の事業を行う他の公益法人等の報酬や退職金と比較して、当該法人の資産及び収支の状況を踏まえ、著しく高額なものとなっていないか。 	<p>0 × 0</p>
<p>委託先・発注先選定の公正性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先・発注先のうち、3年間連続して委託・発注金額上位10先に入っている先や特にその中で人的若しくは資本的關係がある先について、当該先を選定する合理的な理由がなく、特定の業者を利するものとなっていないか。 ・人的關係がある先について、利益が相反する恐れのある取引についての対応が採られているか。 	<p>1 × 0</p>
<p>追加項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事構成又は員外監事について、指導監督基準に適合しているか。 ・評議員会について、指導監督基準に適合しているか。 	<p>2 × 18 0 × 0</p>